

# 第十二回 参議院運輸委員会議録第二十二号

(五七四)

昭和二十六年五月二十四日(木曜日)午前十時三十六分開会

本日の会議に付した事件

○海上運送法等の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○道路運送車輌法施行法案(内閣送付)

○自動車抵当法(内閣送付)

○道路運送車輌法施行法案(内閣送付)

○自動車抵当法(内閣送付)

○道路運送車輌法施行法案(内閣送付)

○自動車抵当法(内閣送付)

こざいます。定期航路事業のほうは必要上そういうふうに分けましたけれども、不定期航路事業にも又概念上は貨物と旅客とがおり得るわけあります。けれども、それはその必要はございませんので、不定期のほうは旅客と貨物せんので、不定期のほうは旅客と貨物に分けるという措置を、分けて規定するということをいたさなかつたわけでございます。

第二の点は、補助金の交付、輸送命令を出し得る範囲を国内の船舶運航事業者に限定したわけでございます。現在の法律におきましても、補助金の交付得るものは旅客定期航路事業、いわゆる離島航路等であります。国内のいわゆる旅客定期航路事業に限つて現に支出しておるわけでございます。昨年は三千五百万円、本年度は三千三百五円を予算に計上してあるわけでございます。まして、外國航路についてこれを支出するつもりということは毛頭ないのでございますが、その要點をもう少し詳しく御説明申上げますと、第一は從来は定期航路事業とそうでないものと、二つに分けていたわけであります。そうして定期航路事業と申しますのは、旅客定期だけであつたわけであります。それが貨物定期に、いわゆる貨物定期に関しましての若干の規定を設けるといふ建前から、又概念上の分析の自然の姿に従いまして、船舶運航事業を定期航路事業と不定期航路事業に分けまして、その定期航路事業を更に二つに分けまして、旅客定期航路事業、貨物定期航路事業、この二つに分けたわけでござりますが、コンファレンスに対するメンバーリストに対しても、荷物

を出すということを約束いたしました場合において或る程度の運賃の割引をいたすということが通常行われておりますと、非常な障害を来たしますが、それもその運賃同盟の條件が不適切な限りは参加してよろしいといふように、独禁法及び事業者団体法の厳格な規定によりまして、それに対する例外が極めて厳格になつておりますというと、独禁法及び事業者団体法の厳格な規定によりまして、今申上げましたような事態は違法なことに相成るわけでございます。併し一般に行われておるございます。併し一般に行われておるごとにござりますし、又それが非常に不當な場合は不當競争になりますけれども、リーズナブルである場合においては差支えない。然らばどの程度の割引率がリーズナブルなものであるかとおいては差支えない。然らばどの程度が大体リーズナブルなものであるかといいますれば、條文には不公平又は不公平又は不正といふ字句で表現してあります。しかし、その具体的適用においては、更にこの補助金を日本から外國の港に行く場合は勿論、日本船による外國の港相互間の航路に対しましても補助金は適用しない、補助金は交付しない。又同様の趣旨によりまして輸送命令を出し得る範囲も国内のものに限るといふ趣旨を更に簡明に規定した。この趣旨は從来もその通りでございましたが、規定上更に一層明瞭にいたしました。

第三はコンファレンスに関するこ

とを括り、これがエクスクルーシブ・コンファレンスに關することとござります。御存じのようにインドネシア航路が許可になりますが、規定上更に認められていないわけでござります。御存じのように印度ネシア航路が許可になりますが、その関係の海運同盟はいわゆるエクスクルーシブ・コンファレンスに

これは貨物定期航路事業におきまして、不公平な競争をしないということを確保いたしておるのでござりますが、その両端における運送取扱業者及びいわゆるターミナル・オペレーターの間においてこれを拘束しておかないと、その間ににおける不當競争にあつたというので不信を買つておる。第四番目の点は、同盟に入りましたとして、同盟運賃を破るということは最も避けないことでござります。併し、戦前において日本の海運がさようなことをいたしたというので不信を買つておる。第五番目の点は、定期航路事業者を通じての運賃諸割りに不當競争といふことが起り得る余地がござりますので、海上運送取扱業又は上屋棧橋供給業者が定期航路事業者と同盟が結ばれておる場合において又さような運賃・カットレート・コンペティションをやるのではなくかうかという危惧を諸外国から遺憾ながら持たれておりますので、我が国においてはそういうことはいたさないのではないかと、その不當競争を抑える途を講じたわけ

同時に、又実際問題といたしましてさういう不公正な方法によつて競争をするといふことはいたさないといふ趣旨の下に、虚偽の運賃請求書を作成した。運同盟の結成を認めまして、そうしてその不當競争を抑える途を講じたわけ

第六番目は裸用船でございますが、裸用船をするにつきましては、裸用船をしまして、その裸用船をする船の属する國の船舶海運関係法規によつてはできない場合もござりますが、そういう法規のリーズナブルな國があつた場合には、その船を裸用船をいたしまして、日本海運の船員を乗つけて当該國の国旗を持つて廻るといふことができるわけでございますが、そういう場合において、定期航路事業者に対しても、定期航路事業者と同時に、又荷主の側におきましても定期航路事業者と通謀してやつた場合、いわゆる共謀の上でフオールス・ビリングをやつた場合には、同様に荷主も处罚するといつて、日本海運の船員が乗船いたしまして、日本海運の船員が乗船いたしましたために外交上の問題が起る。又その他の面におきましても国際的不信を招く虞れもあるわけでござります。

なお現在領事館が各地に存在いたし

しましても何ら手段を講ずる手がございませんので、この裸用船に関して運輸大臣の許可制をもう一年継続しようと、現在許可制になつておりますが、その許可制をもう一年間延期いたしましたのでござります。なお国内におきまする重要物資輸送命令も又二ヵ年間発し得ることにいたしたのであります。

以上が改正の趣旨でございますが、衆議院のほうにおかれまして、この海上運送法の一部の修正が行われたのでござります。その修正は、内容的には二條のよう表現方法を用いたのでござりますが、その許可制の期間がすでに五月三日を以て切れておる。その規定をただ一年を二年と直すということでは疑問が残り得るからというので、この二條を削除いたしまして、只今読みました附則四項が附加えられてござります。これは却つてそうしたほうが趣旨が明らかであるということで、我

政府の提案いたしたものと何ら変わるものがないのでござりますが、ただ表現の点におきまして必ずしも明瞭でないという趣旨において修正されたのでございますが、それを御紹介申上げますと、題名が海上運送法等の一部を改正する法律といふのを等を削りましたので海上運送法の一部を改正する法律、こういうふうに直しまして、その一番初めのところの「第一條」とあります「第一條」を削除いたしました。それから終りのほうの第二條を全部削除いたしましたのでござります。そうして附則の最後の項でございますが、この最後の項目の、附則三項の中項の「十九條の二第一項及び」というふうを削りましたとして第四項として新たに（船舶の借受の許可）という見出しの下に「海上運送法第四十四條の二第一項の規定のうち、船舶の借受の許可に関する部分は、この法律施行の日に再びその効力を発生し、この法律施行の日から一年を経過した日にその効力を失う。但しその効力を失う時までにした行為に對する罰則の適用については、その時以後も、なおその効力を有する。」

以上がいたした次第でございます。以上成をいたした次第でございます。

大体の趣旨を申上げました。

○委員長(植竹春彦君) 次に専門員の報告を求めます。

○専門員(岡本忠雄君) この法案について述べておきたいと思います。只今も官房長から詳説明がありました上に、更に先般秋山次に五月三日を以て切れておる。その規定をただ一年を二年と直すということでは疑問が残り得るからといふので、この二條を削除いたしまして、只今読みました附則四項が附加えられてござります。これは却つてそうしたほうが趣旨が明らかであるということで、我

政府の提案いたしたものと何ら変わるものがないのでござりますが、ただ表現の点におきまして必ずしも明瞭でないという趣旨において修正されたのでござりますが、それを御紹介申上げますと、題名が海上運送法等の一部を

改正する法律といふのを等を削りましたので、政府としてはその事情を知

つておるはずであるから、新たに貨物不定期航路事業といふものが法律上新

たに規定されても、その貨物定期航路事業に該当する実質のものはすでに存

在しておるのであるから、それが貨物

不定期航路事業としている／＼な届出

をしておるのはそのまま認めてよろ

しいので、新たにそういう届出を

する必要はない、こういう趣旨でござ

います。我々のほうといたしましては

先ほどお話を五%というお話をありま

すが、要するにこの今回の改正の要点

は、国際海運慣習、国際慣行にこれは

慣習、国際的に行われておる事柄を含

めて社会通念といいますか、「不公平

又は不当」ということをきめるスタン

ダードがきまるべき筋合だと思ひので

す。従つてこの「不公平又は不当」の

一応の決定権は公正取引委員会にござ

りますが、公正取引委員会がその具

體的適用をいたします場合には、当然に

国際的な慣習を参考してきめることと

思ふ。その際に國内的に公正

取引委員会の認定が、具体的にこれが

「不公平又は不当」であると認定する

ベースのペーセンテージが、国際慣行

と或いは合致しない場合も起きたと思

うのであります。そのためにおいて

あるまじようけれども、国内航路はそ

うもののが非常に困難だらうと思いま

す。外国航路については的確に行くで

あります。しかし、大体内容

は、大体この法律改正の趣旨は国際慣

行、日本海運が国際海運に参加すると

国内航路の日程表に比しては或る程度

いう意味から、国際海運にコレスボン

適合しないような結論を出さないよう十分努力いたすつもりでござります。

○山縣勝見君 なお船員の問題について

では他に御質問があると思いますが、一年間許可制をお実施するというこ

とですが、将来の見通しは……何ですか、外地におけるいろいろな機関、外交上の機関も整備しないからこういうことになつておると思うのですが、将

来どういうふうなお見通しでありますか。

○政府委員(荒木茂久二君) まあ這般の事情につきましては、私たち素人上

いうふうな見通しでこういうふうな一

年間と抑えられておるのか。

○政府委員(荒木茂久二君) まあ這般

の入るようなところには大体領事館が置かれるという事態が起きました後に

おいては、この許可制を廢止してもよ

からうと考えるわけでございまして、なおその一年間といたしましたのは、先ず一年間以内にはそういうた

が、いわゆる領事館が置かれるときが来るのではないかという予想と期待を以て書いておるわけでありまし

て、不幸にして一年経過後におきまし

ても現状のような情勢が継続する場合におきましては、或いはこの一年とい

うものを更に延期して頂かなければならぬという事態が来るかと思ひますけれども、我々いたしましては、そ

ういうときの早く來ることを期待しておるわけであります。

○山縣勝見君 この定期航路事業に対

して海運同盟を認めるに従つてターミナルに対しても一貫性を持つておるのも見ておるのであります。

ミナルに御質問があると思いますが、それがそういう国内海

交を強要し、独占的になるというような

ことについてはお考へになつてゐる

ういつたものを除くといふことにいた

思ひのですが、その点についてはどう

いうふうなお氣持でありますか。

○政府委員(荒木茂久二君) この中に

はいわゆる港湾運送業者といふのは入

つていいわけでありまして、御指摘

のような懸念はなきにしもあらずでござりますけれども、その点は十分運用

によってさようないわゆるギルドを結んで不当の利益を壟断するといふよう

なことのないようによいたしたいと思ひますし、なお且つその点については更に研究をいたして見たいと考えておる

わけであります。

○小泉秀吉君 十九條の三でありますと

伺いたいのですが、括弧の中に、「石炭、ばら積の穀類その他大量輸送に適する貨物であつて省令で定めるものを除く」というこの「省令で定める」

といふのは、およそ見当がついている

と思ひますが、どういう……、大量の

ものなら一切を除くといふように了解

していいのか、何か個々別々に品名で

も挙げるといふような御意向か、その点を一つ。

○政府委員(荒木茂久二君) この問題につきましては、具体的にどういうふうにいたしますかということにつきましても、お御存じのように目下政府において独

禁法及び事業者団体法の緩和についての基礎的な研究がなされておるようですが、若しそういうことに相成

行くのだというその行き方は、大体ばら積はここに列挙してあるような石炭の他の類似しておるようなものを省くのだという趣旨と了解してよろしい

りますれば、その独禁法及び事業者団

禁法の緩和の線に沿いまして更にこの規定は改正する必要があるものと思いま

すけれども、現在の段階におきまし

ては、先ずこの程度に緩和して早速実

施いたしたい、こういうふうに考えておるわけであります。

○委員長(植竹春彦君) もよつと速記

をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(植竹春彦君) 速記を始め

て、他に御質問はありませんか……御

質問がなければ質問は終了したものと認めて討論に入りたいと思います。御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○政府委員(荒木茂久二君) これは二

十八條が海運事業といふものの特殊性に基きまして、現在まで非常に厳格に適用することを要求されておりまし

た私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、いわゆる独禁法と事業者団体法の適用の緩和をいたしたの

いたしておるわけであります。

日本海運が今後国際海運に参加をし

て堂々と世界海運に参加しますために、どういたしましても戦争中その他の

法律案は提出されたと了承いたすのであります。しかし、その点から今回この法律案

が提出されると了承いたすのでありま

すが、先ず国際信義を日本海運が守つて行くといふ線から見て、この法律の

中に、第一に從来日本の海運といふものがやもすれば政府の補助あるいはそ

の他保護を受けて、そして不當に外國海運と競争したという姿は今後許さ

るべきでないし、又日本海運もそういうことを求めてはいかんと思うのであります

が提案されたと了承いたすのであります。しかし、その点から今回この法律案

が提出されると了承いたすのであります。

三号にありますような事態はとにかく

いかないということになつておるのであります。

その後において置かれた日本海運の姿

は、どういたしましても戦争中その他の

法律案は提出されたと了承いたすのであります。

この両方の條文における差違といふ

三号でありますと大体趣旨はわかるようですが、省令で定める場合には、関係業者の意見も相当参考して

行くのだというその行き方は、大体ばら積はここに列挙してあるような石炭

の行うべきだという趣旨と了解してよろしい

ですか。

○小泉秀吉君 そろすると大体趣旨は

三号でありますと大体一般的の御説明でわかつておるような気もするのであります。この両方の條文における差違といふ

三号にありますような事態はとにかくいかないということになつておるのであります。

○政府委員(荒木茂久二君) その通りでございます。

○小泉秀吉君 もう一つ二十八條の第三号でありますと大体一般的の御説明でわかつておるような気もするのであります。

三号でありますと大体一般的の御説明でわかつておるような気もするのであります。

を認められたこと。なお又現状に即して船員等の保護監督に対する措置をとられたこと。なお又国内における重要物資の輸送に関して適切な措置がとられたこと。これは現状から見て、又日本海運の将来から見まして当然の措置であると思うのであります。ただこれらの運営に対しては、先ほど質問の際において申上げたことについては政府において一つ最善の善処をされることを希望いたすものであります。總体的に見まして、この法律案は適正であろうと思います。その意味において賛成いたすものであります。

○委員長(植竹春彦君) 討論は終局したものと認めて御異議はありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(植竹春彦君) 御異議がないものと認めます。それでは採決に入ります。念のために申上げますが、本案は衆議院において修正せられたものがこちらに送付され、その送付案が原案でござります。この衆議院送付案について御賛成のかたの御掌手をお願いいたします。

○委員長(植竹春彦君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。爾後の手続一切は例によりまして委員長に御多數意見者の署名をお願いいたします。

岡田 信次	松浦 定義
高田 寛 小泉 秀吉	菊川 孝夫 山縣 勝見
高木 正夫	前田 穂

○委員長(植竹春彦君) 次に日本国有鉄道法の一部を改正する法律案を議題に供します。速記をとめて。

○委員長(植竹春彦君) 速記を始め【速記中止】

午後十一時十五分休憩

午後一時三十八分開会

○委員長(植竹春彦君) 只今より運輸委員会再開いたします。

○専門員(古谷善亮君) 御報告申上げます。この日本国有鉄道法の一部を改正する法律案を議題に供します。専門員の御報告を求めます。

○内村清次君 提案者にお尋ねいたしますが、先ずこの總体的な問題といたしまして日本国有鉄道法の制定によりまして現在の国鐵機構が公共企業体としての機能を發揮いたして、国民の公共交通の利便に供して行く、又同時に産業の発展のためにその大きな機能を動員して行くという法律の改正の趣旨が盛り込まれたわけであります。提案者のお気持といたしましては、この改正によって企業体自体をどういうふうな性格の下に置替えようとされております。ただ八頁の四行目でございますが、この点だけは専門員といたしまして少くとも皆さんに御指摘申上げておかなければならぬ事項と考えますので、この一点だけ申上げておきます。

それは第二十六條第二項中「第十二条第四項」を「第二十一條」に改めるといふ項でございまして、即ち兼職に関する規定でございます。これは御承認の通り只今両院協議会にかかるなります問題でござりますので、恐らく関する規定でございます。これは御承認の通り日本国有鉄道法が制定されまして公共企業体となり、独立採算制の立場に立ちまして、その後関係者のかたたちの努力によりまして相当赤字も克服され、又いろいろの車輛その他の整備も完全になつて来ました。こういう点において相当独立企業としての実績は挙がつたものと私は拜察いたすところによりますといふと、衆議院におかれましてもそれはまだきまりませんので、一応この形で以つて御送付になつたものと拜察いたしましたことが自然であり、又素直な考え方ではないかと思うのでござります

え方ではないかと思うのでござります

でありますので、そのほのきまり方針、或いはその指導統制の問題、こういった方面につきましては、実は法律を作りますときにおきましても相当問題がござりまするといふと、結局何と申しますか問題が残りますので、これだけはどうぞ適当に御措置をいたしませんことを希望いたすものであります。それで暫時休憩いたしました。

○委員長(植竹春彦君) 次に質疑に入ります。○内村清次君 提案者にお尋ねいたしましたが、先ずこの總体的な問題といたしまして日本国有鉄道法の制定によりまして現在の国鐵機構が公共企業体としての機能を發揮いたして、国民の公共交通の利便に供して行く、又同時に産業の発展のためにその大きな機能を動員して行くという法律の改正の趣旨が盛り込まれたわけであります。提案者のお気持といたしましては、この改正によって企業体自体をどういうふうな性格の下に置替えようとされております。ただ八頁の四行目でござりますが、この点だけは専門員といたしまして少くとも皆さんに御指摘申上げておかなければならぬ事項と考えますので、この一点だけ申上げておきます。

○衆議院議員(前田正男君) 只今の御質問でございますが、日本国有鉄道法は第二十六條第二項中「第十二条第四項」を「第二十一條」に改めるといふ項でございまして、即ち兼職に関する規定でございます。これは御承認の通り日本国有鉄道が公共企業体となり、独立採算制の立場に立ちまして、その後関係者のかたたちの努力によりまして相当赤字も克服され、又いろいろの車輛その他の整備も完全になつて来ました。こういう点において相当独立企業としての実績は挙がつたものと私は拜察いたすところによりますといふと、衆議院におかれましてもそれは考えております。併しながらこの法律を作ります当初におきましても、衆議院及び参議院におきまして相当問題になりましたところのこの企業体の運営をしておるのでございます。然るにこの公共企業体におきましては監理委員会といふ中間的な存在の機関がございまして、總裁は代表していながら責任を持たない、権限のあるところに責任がないといふような法文になります。皆さんは御承知の通り一般の会社におきましては、会社を代表します権限のあるところの者が責任を持つておりて考へないと、独立採算制そのものに重点といふものは、やはり独立採算制を国鐵 자체に強要され、経理の独立、こういう問題を中心としたまことにかかるか、これが第一点です。質問のあるところの者が責任を持つておりて考へないと、独立採算制そのものにつきましても相当無理が生じはしないか。こういう考へ方に對しては、今回の改正法律の中にお考へが及ばなかつたかどうか。即ち三十六條以下の經理

關係についていま少し自主性を持たせるような方向に對しての改正をお考へるにはなぜならなかつたのであるか。その点一つ……。

○衆議院議員(前田正男君) 御意見御尤ものようだといいますが、実は私もちもその点につきましてはよく考へたのでござります。併しながら現在までのところ必要な財政方面的修正は第四回国会に行われております。経理の独立の問題その他いろいろと細かい点においては、私も相當まだ今後修正する余地があるようにも思います。併しながらそれをやりますために、実は先づ私たちいたしましては、一番関係の多い国家と国民の代表であるところの、株主代表といいますか、我々の国会とそれから政府、国鉄の幹部、この間の關係をもう少し明瞭にいたしまして、責任体制を確立して、もつと一步より企業体に近づけまして、更にその観点におきましていろいろとこの企業体としての不備な点について、そういう責任のある總裁になつて頂いてから、いろいろと意見を述べてもらら、又私たちもそういう体制になつてから、国会からも又国鉄といふものを眺める、こういふうにして更に所要の改正をすべきではないか。又もう一つの観点から見まして、成るほど經濟的な独立といふことも結構でございますけれども、併し現在の日本の經濟情勢におきましては、幾分まだ無理なところもあるのじやないか、これは私の主觀的な考へであります。党の者はそういうふうに考へたのでござります。従いましてこの問題はいかで責任体制の關係を明瞭にいたし、お互いに又国鉄の運営いうものを

もう一步企業体に近づけた立場におけるよう方向に對しての改正をお考へるにはなぜならなかつたのであるか。その点一つ……。

もう一步企業体に近づけた立場におけるよう方向に對しての改正をお考へるにはなぜならなかつたのであるか。その点一つ……。

もう一步企業体に近づけた立場におけるよう方向に對しての改正をお考へるにはなぜならなかつたのであるか。その点一つ……。

もう一步企業体に近づけた立場におけるよう方向に對しての改正をお考へるにはなぜならなかつたのであるか。その点一つ……。

○衆議院議員(前田正男君) 御意見御尤ものようだといますが、実は私もちもその点につきましてはよく考へたのでござります。併しながら現在までのところ必要な財政方面的修正は第四回国会に行われております。経理の独立の問題その他いろいろと細かい点においては、私も相當まだ今後修正する余地があるようにも思います。併

しながらそれをやりますために、実は先づ私たちいたしましては、一番関係の多い国家と国民の代表であるところの、株主代表といいますか、我々の国会とそれから政府、国鉄の幹部、この間の關係をもう少し明瞭にいたしまして、責任体制を確立して、もつと一步より企業体に近づけまして、更にその観点におきましていろいろとこの企業体としての不備な点について、そういう責任のある總裁になつて頂いてから、いろいろと意見を述べてもらら、又私たちもそういう体制になつてから、国会からも又国鉄といふものを眺める、こういふうにして更に所要の改正をすべきではないか。又もう一つの観点から見まして、成るほど經濟的な独立といふことも結構でございますけれども、併し現在の日本の經濟情勢におきましては、幾分まだ無理なところもあるのじやないか、これは私の主觀的な考へであります。党の者はそういうふうに考へたのでござります。従いましてこの問題はいかで責任体制の關係を明瞭にいたし、お互いに又国鉄の運営いうものを

もう一步企業体に近づけた立場におけるよう方向に對しての改正をお考へるにはなぜならなかつたのであるか。その点一つ……。

もう一步企業体に近づけた立場におけるよう方向に對しての改正をお考へるにはなぜならなかつたのであるか。その点一つ……。

もう一步企業体に近づけた立場におけるよう方向に對しての改正をお考へるにはなぜならなかつたのであるか。その点一つ……。

○内村清次君 この監理委員会の、いわゆる現行法の第九條から第十二條までにおきましての項目といたしまして、監理委員会の性格及び委員の任命と、こういふ点につきましては、これ

は立法当時におきましても私たちも相違つた点につきましては、これ

ないといぢときには、なぜそういうようなことを我々は結論したかと申しますと、アメリカにおきましては、実は公企業体といふものに対しましては、公企業体に対することはいけない。或いは又、公企業体といふものは、結局国民の税金によつて賄われる。政府と密接な関係にある企業体である以上、政府の政策と相反することはいけない。或いは又、こういうような行政機の首長が公企業体に対しましては消極的に責任を負います。主務大臣はこの法文に書いてあります通り監督すると書いてあります。が、終局的に責任を負はれども、現在の運輸大臣が申し述べる通り中二階的な存在である。こういうことを言つておりますから、非常にあいまいなことになつてゐるのであります。従いましてこの際もう少しく国民の国有鉄道でございますから、国民の代表するところの国会或いは政府といふものが選んだところの役員に全責任を任すというような行き方にはべきではないか、中二階的な存在といふものをこの際改めるべきではないか、これは専売公社の例もそうであつて、実は専売公社はそういうような趣旨で以て立法され現在運営されているのであります。私といたしましては、そういうような不明瞭な点をこの際一掃したいというが私たちの念願とするところでござります。

ため特に必要があると認めるときは、日本国有鉄道に対し、左に掲げる事項を命することができる。」という項目で、ただ運輸大臣の今までの権限が監理委員会に遮りかれてしまって、その権限が及ばなかつたと、いう点において立法がなされたのであるかどうか、どうれおるのか、この点一つその内容を。……

○衆議院議員(前田正男君) 実は今回はこういふうな改正をいたしましたして、民主的に自主的に国鉄は運営すへき時代になつて来ますと、従来は御承知の通り国民の代表であります監理委員会が全責任を以て指導統制しておりますので、どちらかと申しますと、国会の意思、国民の意思といふものは全部に亘つて嚴重にこの国有鉄道を統制、監理するところの責任と権限を持つておつたのであります。併しながら私たちはそれでは本當の企業体としての運営にはならない、この際もつと自主的な責任を以てやれるようになりますが、ではないかと、こういうことで、今回は極力国家的な干渉、或いは国民の干渉の及ばないようにするという意味から、この際ぞういう監理委員会を廢止したほうが、考え方の一つとしては大したことではないかと思つたのであります。先の理由のほかにそういう考え方も一つあつたのであります。従いまして今後は若しこの国有鉄道に対しましていろいろと国会或いは国民の意願を反映するならば、大臣の権限の範囲及び任免の場合、或いは予算の場合、こういうように限られた範囲になつて来まし

道に及ぼすところの権限、というものは非常に少くなつて来ると、こういうことになるのです。従いまして今まで国民の代表がいろんな点について意見を述べておきましたのでありますから、そういう監督、統制、指導がなくなりましたので、それに伴いまして極く必要な範囲だけは、或く程度国民の代表であるところの国会或いは大臣によつて、その権限を與えるほうがいいんじやないか、というようなことから、御承知の通りここに二つ認許可を追加しておりますが、他の一つは勿論指導その他においても例があることあります。これは皆さんのがりしよつちゅう起ることがないから御異存がないと思ひますが、その基本的な業務の組織の変更につきましては、実は日本專売公社法、或いは又日本銀行法におきまして、も、主たる事務所又は出張所、支店等において起る場合におてましては、こういうような国家的なものであつて、而も自主的に經營していくものに対しては大臣の認可を受けることになつては大臣の認可を受けることになります。従いまして、その他の例についておるのでありますと、この際國民の立場からいろいろと監督する権限といふものが、一つでござりますが、これは巷間に如何にも私たちが命令権を強化しているとうなづくと宣伝、デマを乗はしてゐるような人があるようであります。が、これはその立法當時を全然お知りにならない人のお話をありますと、私は手許に速記録を持つておりますが、これは当時の小澤運輸大臣が、例えば

○衆議院議員(前田正男君) 国有鉄道といふものは御承知の通り国民のものでありまして、国家のものでございます。又公共企業体といふものは一つの国民の、国有のものを經營して行く経営のありかたでありまして、我々はこれは国家のものであると考えております。従いまして当然国民の意思を代表するところの者が、いわゆる国会が株主の相談所みたいなものであります。が、これがいろいろと手を加えて行くのが当然でありまして、民間の企業におきましても株主がいろいろ意見を述べるのは当然であります。又株主から権限を移譲いたしますところの重役会、これに対しましては勿論株主の代表におきましてはこれを任命しておるものも、これは民間事業において御承知の通りであります。私は先ほど申しました通り、今回は国営であります、今までには國民の意思を代表するところの監理委員会といふものが全面に亘つて指導統制しておつた。考え方による非常な統制指導の干渉を受けるというようなことになつておつたのであります。が、これでは本当の企業体らしくない。そこでこの際は責任のある人、権限のある人、代表者にすべてを任せ行く。併しこの代表者を選ぶということは、勿論国会或いは國民の意思でやることであると、こういうように私たち考えておるのであります。先ほど申しました通り、今回は國民の意思で思が及ぼすところの権限といふものは前回から比べますと非常に縮小され

たものであると私は考へているのであります。そういう点におきましては、最も民間企業体制に近付き、而も国家のものである、こういふような行き方であると思います。私は専賣公社の例だけではありませんが、日本の政府出資のいろ／＼な銀行でありますとか、あるいは昔の日鉄でありますとか、そういういろいろ／＼な例を見ましても、一番企業的に要望しているのはこういう体制であるよう私は思います。

○内村清次君 最後に一点お尋ねしますが、そろししますると、その理想形態から出発するといたしますと、内閣が例え永続するものであるとする仮定の上に立てば別でありますが、内閣が変つて参りますすると、その内閣の自体の性格によつてこの国鉄自身の經營といふものが、又經營方針といふものが変つて来るのだ、同時に又そういう論点が第一に認められるのが一つと、そういうふうな形に持つて来させないために切離して、公共企業体としての經營をこれに率直に擧げてもらいたいという趣意で今回の日本国有鉄道の、全体的な企業体としての改革がなされたのではないか、こら思ひるのあります、が、その点についてはどうですか。

○衆議院議員(前田正男君) これは必ず初めの任命におきましても同様で、総裁は任命されておるのでありますて、必ずしも一方的な意思によつてやるというわけではありませんが、併しながら私は一度任命された人には、この法律の権限に基いて御承知の通り任期があるのでありまして、従いましてその任期の間におきましては、別に内閣が変わりましよがどうしましよう

が、この任せられた範囲においての役員としての仕事をされた行くのが当然でありますと私は思つております。併しながらこれは一般的の株主総会においても御承知の通り株主総会の意見といふものは必ずしも一本のものでないといふことは、少くともこの法律から、若し株主の勢力が強いかと思えば、その次には乙の勢力が強いという場合がある。併しこういういつた場合におきましては、少くともこの法律から、若し株主総会である国会その他から政治的に干渉しようといたしましても、今までの理査委員会の上に全面的に亘つて指導統制するといふ権限は持つております、先ほども申しました通り、大臣の権限の範囲とか任免の範囲、予算の範囲、極く限られた……、範囲が縮小されて来ておりますので、私はその反映といふものは、それは政治力の変りましたときにはあると思ひますけれども、併しながらそれは当然のことであありますから、法律にきめられた権限において私は国有鉄道を代表し、責任を持つて運営して行くということができるのではないかと思います。

○委員長(植竹春彦君) 他に御質問のかたはありませんですか。欠席の委員もおりでありますから、次回に更に質問を続行することにいたしまして、他の法案の審議に移りたいと思いますが、如何ですか。

○委員長(植竹春彦君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(植竹春彦君) では本日はさようないました、速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(植竹春彦君) それじや速記を始めて、

次に道路運送車両法案並びにその施行法案、それから自動車抵当法案並びにその施行法案、この四法律案を同時に供します。前に引き質疑を

○岡田信次君 大体道路運送車両法といふのを通説しますと、道路運送車両保安法というような感じがするのですが、それで以て自動車運送の完璧を期し得られるかどうか、その点に多少の疑問が感ぜられるのがあります。

○政府委員(佐竹達三君) この道路運送車両法案と申しますのは、現在のま

道路運送法、それの三章にございま

す。あと省令に委ねまして車両規則そ

の他のものでやつてありましたものを、大体これを骨子としたしましてそれを

全面的にここに格上げをして来たとい

うものでございまして、大体主体とい

たしますところは、只今お話をござ

いましたように一種の保安法規と考えられるものでございます。これに登録

されておりますので、実はここに掲げてお

ります保安基準というものがございま

すが、これに項目だけを挙げまして、

その詳細な数字その他は運輸省令によ

つてきめる、こういうことにいたして

おりますので、そのときにブレークの

デイスタンスとか、そいつたものは、従来やつておりますものも盛り込むよ

うなつもりであります。ただ只今お話をございましたからちよつと触れます

がございましたからちよつと触れます

○岡田信次君 例えれば自動車の貨物の積載量に伴う馬力の大きさであるとか、あるいはタイヤの大きさであるとか、そ

れも、タイヤの大きさであるとか、そ

ういったものですが。

○政府委員(佐竹達三君) それは或いはここに載せるべき問題であるかも知れませんけれども、非常に技術的に細かな問題になりますし、又非常にいろいろ複雑なるケースを孕んで参ります

が、この任せられた範囲においての役員としての仕事をされた行くのが当然でありますと私は思つております。併しながらこれは一般的の株主総会においても御承知の通り株主総会の意見といふものは必ずしも一本のものでないといふことは、少くともこの法律から、若し株主の勢力が強いかと思えば、その次には乙の勢力が強いといふ場合がある。併しこういういつた場合におきましては、少くともこの法律から、若し株主総会である国会その他から政治的に干渉しようといたしましても、今までの理査委員会の上に全面的に亘つて指導統制するといふ権限は持つております、先ほども申しました通り、大臣の権限の範囲とか任免の範囲、予算の範囲、極く限られた……、範囲が縮小されて来ておりますので、私はその反映といふものは、それは政治力の変りましたときにはあると思ひますけれども、併しながらそれは当然のことであありますから、法律にきめられた権限において私は国有鉄道を代表し、責任を持つて運営して行くということが可能であると想ひます。

○委員長(植竹春彦君) 他に御質問のかたはありませんですか。欠席の委員もおりでありますから、次回に更に質問を

続けて運営して行くといふことが可能であると想ひます。

○岡田信次君 今度別のあれですが、先ほどのお話では大体この法律は今まで省令になつておるのを法律化したの

だといふお話ですが、それならばい

たまに、これを見ますと大体登録な

おなつもりであります。ただ只今お話をございましたからちよつと觸れます

がございましたからちよつと觸れます

がございましたからちよつと觸れます

がございましたからちよつと觸れます

がございましたからちよつと觸れます

がございましたからちよつと觸れます

がございましたからちよつと觸れます

がございましたからちよつと觸れます

がございましたからちよつと觸れます

がございましたからちよつと觸れます

たいと思いまして研究はいたし、又各个方面にも御相談申上げてその方向に持つて行くつもりではござりますけれども、現在の状況におきましては、それ

を機械的にきめて行くということは、やや現

在の社会状態においてはちょっと無理

があると思うのであります。それで現

在の建前いたしましては、最大積載量といふものは、メーカーのほうの申告によりまして、それを私のほうでチ

エツクいたしまして、そこに並べてございまする保安基準に照しまして、保

安上差支えないと思えばこれをそのまま認めるという建前をとつておりま

す。

○岡田信次君 今度別のあれですが、先ほどのお話では大体この法律は今まで省令になつておるのを法律化したの

だといふお話ですが、それならばい

たまに、これを見ますと大体登録な

おなつもりであります。ただ只今お話をございましたからちよつと觸れます

がございましたからちよつと觸れます

がございましたからちよつと觸れます

がございましたからちよつと觸れます

がございましたからちよつと觸れます

がございましたからちよつと觸れます

がございましたからちよつと觸れます

がございましたからちよつと觸れます

がございましたからちよつと觸れます

ざりますので、そういう方面で多少増

ざりますので、そういう方面で多少増

強する必要も起るだらうことは考えられますが、私どもの気持といつしましては、できるだけよそのほうから冗員を節約しまして、それに廻して行きました。それからあとのお話の整備管理者とか検査主任者という者は、これは役所の定員の問題ではございませんが、実際問題といつしましては、私どもの整備に関する全体の考え方たといたしましては日本の整備の状態は非常によろしくない。むしろやや寒心すべき状態であると思ひます。が、ただこれを如何にしてよくして行くかということにつきましては、政府が手を下して引摺り廻して行つてもいけないだらうと思ひますので、その意味におきまして、意味の規正を加えまして、現状を混乱させることなく、現状をそのままむしろ認めまして、それにやや責任体系をつけたような形をこしらえまして、それによつて自主的に整備が発達して行くように根本的な考え方たからこの法律案を考えておるのでございまして、整備管理者のごときものは、資格はもうむずかしい資格ではございませんので、現在使つておられる人間で大体のところは殆んど間に合ひだらうということを考えておりますし、又施行法におきまして経過規定を一年と置きましたして、一年の間は無資格でもそのまま存続しておいてもかまわない、並びにその資格の中に今回のこの法案の中に盛込んでおりますが、現に実施しております自動車整備技能者検定、これをこの法案にも盛込んでおりますが、その検定を受けければそれで資格が付くと、こういう形にしてございますので、現状といつしまして、現在の状

態は殆んでそのまま受けられて、それがどうな態勢に入り得るというふうに考へております。

**○委員長(楠竹春彦君)** ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

**○委員長(楠竹春彦君)** 速記を始めて下さい。

登録番号標交付代行者、これはどういふ人なんですか。

**○政府委員(佐竹達三君)** 只今の状態におきましては車輪検査が済みました。車輪のナンバーを上げますと、そろそろとそのナンバーをもらわれたかたは、大体その車検場のそばにナンバー・プレートの販売をしておる者がおりまして、そこに行つてナンバー・プレートを買っておられるのであります。

今回の法律によりますと、車輪のナンバー・プレートといふものはその者の登録番号を表示するものといふことに

**○政府委員(佐竹達三君)** 手数料は第一百二十條に依る、の場合の手数料が書類ですね。これはどの程度ですか。

**○政府委員(佐竹達三君)** 五百円です。これがどの程度ですか。

**○岡田信次君** この車輪抵当法案ですが、バス会社なり或いはトラック会社、多数自動車を所有している場合に、一々これに抵当権を與えるということは非常に煩わしいと思うのですが、

**○菊川幸夫君** 自動車抵当法につきまして、この三法案のうちやはり一番新らしい思想と申しますか、考えかたの上に立つて出されているものはこの法案だと思います。そこでこれが

**○政府委員(齋藤博君)** お答え申上げます。只今御質問の財団抵当の問題につきましては、前の自動車交通事業法

ますのは、まあいわば自然発生的に大体一軒くらいの、各県によつて違いますが、大体一軒くらいでやつておるようあります。それは整備業者がやつておる場合もございますし、それを専門にやつておる者もありますし、又何かの協会や組合なんかが店を出して商売しておられるところもございますし、いろいろござりますけれども、私の現在の考え方といふことをしないでやつておつた者をそのまま認めて行こうという氣持であります。

**○政府委員(佐竹達三君)** それからもう一つは手数料ですね。これはどの程度ですか。

百二十條に依る、の場合の手数料が書類にてございまして、これは最高価格でございますが、その範囲内で別に政令で定めることになつております。大体実費をカバーする程度と思ひます。

**○岡田信次君** この車輪抵当法案ですが、バス会社なり或いはトラック会社、多数自動車を所有している場合に、一々これに抵当権を與えるということは非常に煩わしいと思うのですが、

同時に、又金融業者に対しその債権を確保する。この二つの目的があると思うのであります。そこでこれは自動車運送業者の金融の途を開くところのあります。が、そこでこの法律が通つた場合どういう利益があるか

といふことを先づ我々は考えなければなりません。そこでこれでは対抗要件になります。併しこの方法によりますと、自動車は動産でござりまするから、いわゆる即時取得なり、或いは事前の規定が働きまして、対抗要件となります場合には、單なる所有権を持つているだけでは対抗要件になりませんので、非常に売手にとりまして不安な状態にござります。

**○政府委員(齋藤博君)** お答え申上げます。只今御質問の財団抵当の問題につきましては、前の自動車交通事業法によつてこの抵当法に相当するようなことを講じておるかといふ状態であります。最近の金融状況からいたしまして、この必要性を痛感いたしております。

それから第二番目には、この自動車所有権が売手にござります関係上、税法上その他の關係におきまして財産がなつてゐるだらうと思いますが、今はどういう方法によつてやつてあるか

ら、現実には買手のほうにあるにもかかわらず、法律的に売手にございます。関係上、税が売手にかかるつて来る、こういう弊害がございます。第三番目に現行の道路運送法におきましても登録は車輛の所有者が登録をしなければならないわけでござりますが、その見地から申しますと、売手である販売会社が登録をいたさなければならぬわけでございますが、それが現実には買手である自動車運送業者が登録をいたしておきまして、道路運送法違反をあえて犯してゐるわけであります。このような見地から今月賦販売の制度は非常に法律的にも又事実的にも債権者である販売会社を非常に不安な立場に陥れております。それから逆に今度は自動車運送業者が自動車を持つおりまして、それを担保に供しまして銀行その他から融資を受けます場合には、いわゆる譲渡担保の方法をとつておられます。これも形式的には債権者に所有權を譲渡する恰好になりますので、やはり只今申しました所有權留保と同じような弊害が発生するわけでございまして、この見地から是非自動車を所有者に利用させつつ而も金融の目的を達成するためには、現行一番発達した抵当制度が一番よろしかろうというように考えて自動車抵当法を採用したわけであります。

それから御二点の御質問の自動車の危険性につきましては、まだその保証については抵当法には何ら規定しておません。これは現実には恐らく大部分の場合、担保に供する場合にはそういう危険性を考えまして、債権者は保険証券を入れておくのが大体の取

引だと考えております。なおその関係から自動車に保険を付することを強制することがいいかどうかという問題につきましては自下研究中でございまして、いずれ研究の成果が挙りましたら何らか法制的な措置を講じたいと考えております。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて。出席者は左の通り。  
午後二時五十一分散会  
〔速記中止〕  
○委員長(植竹春彦君) 速記を始め  
て、それではこれで散会いたします。

五月二十三日本委員会に左の事件を付託された

一、海上運送法等の一部を改正する法律案(衆)(予備審査のための付託は五月十五日)  
一、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(衆)(予備審査のための付託は五月二十一日)

委員長	植竹 春彦君
理事	岡田 信次君
委員	小泉 秀吉君
高田 寛君	山縣 勝見君
菊川 孝夫君	内村 清次君
小酒井 義男君	前田 正夫君
高木 順	佐竹 達三君
前田 稔君	松浦 定義君
鈴木 清一君	清一君
前田 正勇君	前田 正勇君
政府委員	衆議院議員
運輸大臣官房長	荒木茂久二君
運輸省自動車局長	牛島 辰輔君
運輸省自動車局整備部長	佐竹 達三君
運輸省自動車局総務課長	齊藤 博君
事務局側	古谷 忠雄君
常任委員会専門員	岡本 善亮君

